

国民健康保険の お知らせ

【問い合わせ】
医療保険課 (TEL 892・0121)

料率については、昨年と同額です。所得割、均等割、平等割の保険料率は下表のとおりです。

納付方法について

保険料は、6月から翌年3月までの10回に割って納めていただきます。

5月中に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を3年度の保険料確定後の6月納付期(1期分)として納入通知書を送付します。

※特別徴収(年金天引き)の世帯は、4・6・8月が仮徴収となり、10・12・2月が本徴収の年6回支払いとなります。

保険料の料率が決まりました

6月中旬に、30年度の「国民健康保険料納入通知書」を発送します。

4月から翌年3月までの12か月分の年間保険料を、6月から翌年3月までの10回で割つて通知します。

保険料率は、医療費の伸びや基に算出しています。また、保険料は、医療分・支援金分・介護分を合算した額です。

休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付相談、減免申

請が困難な人は、利用ください。

とき 6月17日(日)・24日(日)
午前10時～午後3時

ところ 市役所本館1階 医療保険課

限度額については、昨年と同額です。所得割、均等割、平等割の保険料率は下表のとおりです。

請が困難な人は、利用ください。

とき 6月17日(日)・24日(日)

午前10時～午後3時

ところ 市役所本館1階 医療保険課

1階医療保険課、星田出張所、市内の指定金融機関にあります。

申し込みに必要なもの

- 預貯金通帳
- 金融機関届出印

- 国民健康保険の納入通知書
- 市指定の金融機関窓口

申し込み先

●コンビニでも納付できます

保険料はコンビニエンスストアでも納付できますが、納付期限が過ぎた納付書、コンビニ収納用バーコードの印刷がない納付書は、コンビニでは納付できません。

切り替えについて

市では、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品への

切り替えについて

市では、薬剤費の自己負担軽減

と国民健康保険医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品の服用を希望する人は、医師・薬剤師にご相談いただき、切り替えにご協力ください。

保険料の納付は口座振替で

保険料の納付を口座振替にすると、毎月納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。

□座振替依頼書は、市役所本館

所得割の基準総所得金額の計算方法

○給与所得などの場合

給与収入 - 給与所得控除 - 基礎控除(33万円)

○公的年金などの場合

年金などの収入 - 公的年金等控除 - 基礎控除(33万円)

○営業・その他の事業・不動産所得などの場合

収入 - 必要経費 - 基礎控除(33万円)

*複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。

30年度 保険料の料率

(①～③の合計) 年間保険料	①所得割 基準総所得金額 (29年中の 所得が対象)	医療分	支援金分	介護分
		×8.30%	×2.60%	×2.33%
②均等割 被保険者1人あたり		28,230円	8,860円	14,020円
③平等割 1世帯あたり		23,170円	7,270円	—
限度額		54万円	19万円	16万円
40歳以上65歳未満の国保加入者は、介護分が加算されます。				

介護保険の お知らせ

【問い合わせ】
高齢介護課 (TEL 893・6400)



■保険料の本算定・本徴収

6月は、1年間の介護保険料を決定する月です。第1号被保険者（65歳以上の人）に30年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を、6月中旬に発送します。

普通徴収（口座振替・金融機関などでの納付）の人は、納付回数が10回（6月～翌年3月分）です。特別徴収（年金天引き）の人は、仮徴収を行い、納付は偶数年の年6回です。

■介護保険制度について

被保険者は、40～64歳の医療保険加入者と、65歳以上のすべての人です。この制度はみなさんの保

険料と公費で運営され、保険料を納めることで、介護が必要となつたとき、安心してサービスを受けることができます。

■保険料は期限までに

保険料の滞納があつた場合、介護サービスを使うときに支払う1割、または2割の自己負担が3割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず納期限内に納めましょう。

■保険料の軽減

真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に即して、保険料の軽減を行います。

対象 介護保険料段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件すべてに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人

①世帯全員が市民税非課税であること（確定申告または市民税申告が必要）
②世帯の年間収入合計が144万円以下であること（2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算）
③市民税課税者に扶養されていないこと

④市民税課税者と生計を共にしないこと
⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となつていないと

⑥資産などを活用しても、生活が困窮している状態にあること（住居用資産を除く）

⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること

⑧介護保険料を滞納していないこと

（住居用資産を除く）

（世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること）

（介護保険料を滞納していないこと）



■保険料の徴収猶予

保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。

保険料の納め方（第1号被保険者）

特別徴収（年金から天引き）

老齢・退職年金などが年額18万円（月額1万5000円）以上の人には、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月	
仮徴収期間						本徴収期間

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職年金などが年額18万円（月額1万5000円）未満の人、特別徴収が開始される前のは、納付書を送りますので、納付期限までに近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。また、納め忘れないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											

段階	対象者	年間保険料	
		1段階に、第3段階を第2段階に軽減	2段階に、第3段階を第2段階に軽減
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	29,160円	
2	世帯全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下 80万円超 120万円以下	41,880円
3		120万円超	48,240円
4		80万円以下	57,960円
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円超	64,320円 (基準額)
6		120万円未満	77,280円
7		120万円以上 200万円未満	83,640円
8		200万円以上 300万円未満	96,480円
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	300万円以上 350万円未満	106,200円
10		350万円以上 500万円未満	115,800円
11		500万円以上 650万円未満	122,280円
12		650万円以上 800万円未満	125,520円
13		800万円以上	128,640円

*所得金額は、前年(29年1～12月)の合計所得金額です。

*合計所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額を用います。